

平成 2 8 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（福祉・年金WG関係）

- ① VII-1-1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること P 1
- ② IX-1-1 国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること P 4
- ③ IX-3-2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること P 6
- ④ XII-1-1 行政分野への I T（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること P 10

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省28(Ⅶ-1-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること(施策目標Ⅶ-1-1)							担当 部署名	社会・援護局		作成責任者名	保護課長 鈴木 建一 地域福祉課長 金井 正人								
施策の概要	本施策は生活困窮者等に対する生活保護を適正に実施するとともに、生活保護に至る前の段階での自立を図るための包括的な相談支援や就労支援等を実施している。							政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること											
施策の予算額・執行額	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)									
	当初予算(a)	2,856,121,804	2,887,388,450	2,937,709,050	2,954,697,772	2,963,310,447			-	-	-	-								
	補正予算(b)	△ 22,695,078	3,834,619	△ 58,462,281	△ 478,884	-														
	繰越し等(c)	40,143,200	△ 14,239,432	14,239,432	-	-														
	合計(d=a+b+c)	2,873,569,926	2,876,983,637	2,893,486,201	2,954,218,888	2,963,310,447	0													
執行額(千円、e)	2,840,888,345	2,858,706,165	2,833,757,070	-	-	-														
執行率(%, e/d)	98.9%	99.4%	97.9%	-	-	-														
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護法(昭和25年法律第144号)第1条において、この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすることが規定されている。 また、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)において、この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立を図ることを目的とすることが規定されている。 国、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村等の責務については、生活困窮者自立支援法第3条にて、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行うこと等を規定している。							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		24	25	26	27	28	○				
24	25	26	27	28																
○																				
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠										
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度											
1 自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数 【AP改革項目関連: 社会保障分野④】 【APのKPI】	-	-	40万件	平成30年度	/	/	/	34万件	34万件	生活困窮者自立支援制度においては、まずは早期に対象者を把握し、相談により、相談者の状況に応じた支援に適切につなぐ事が重要。この取組が確実に進んでいるかを評価するため、本指標を選定し、福祉事務所来訪者(推計80万人)のうち、生活保護に至らない者の推計数が年間40万人であることを踏まえ、平成30年度までに40万件とすることを目標値としている。なお、制度施行後3年見直しとされているため平成30年度を目標年度とした(施行はH27年度)。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】										
2 自立生活のためのプラン作成件数 【AP改革項目関連: 社会保障分野④】 【APのKPI】	-	-	年間新規相談件数の50%	平成30年度	/	/	/	年間新規相談件数の50%	年間新規相談件数の50%	支援にあたっては、対象者の課題解決に向けて課題を総合的に整理し、自立支援のために各支援機関において支援内容や役割分担を共有・「見える化」することが重要。この取組が確実に進んでいるかを評価するため、本指標を選定し、平成26年度に行ったモデル事業の実績を踏まえ、平成30年度までに年間新規相談件数の50%とすることを目標値としている。なお、制度施行後3年見直しとされているためH30年度を目標年度とした(施行は平成27年度)。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】										
3 自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数 【AP改革項目関連: 社会保障分野④】 【APのKPI】	-	-	プラン作成件数の60%	平成30年度	/	/	/	プラン作成件数の60%	プラン作成件数の60%	支援対象者の課題解決に向け自立支援のためのプランを作成するが、支援の中でも就労支援が大きな柱になることから、本指標を選定し、平成26年度に行ったモデル事業の実績を踏まえ、平成30年度までにプラン作成件数の60%とすることを目標値としている。なお、制度施行後3年見直しとされているため平成30年度を目標年度とした(施行は平成27年度)。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】										
4 就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合 【AP改革項目関連: 社会保障分野④】 【APのKPI】	-	-	45%	平成30年度	/	/	/	40%	42%	就労支援がプランに盛り込まれた者が、支援によって就労及び増収することは、就労支援を大きな柱としている生活困窮者自立支援制度として重要であることから、本指標を選定し、平成26年度に実施したモデル事業に先駆的に取り組み、就労支援のノウハウを有する地方公共団体のH27年度前半の実績を踏まえ、平成30年度までに45%とすることを目標値としている。なお、制度施行後3年見直しとされているためH30年度を目標年度とした(施行は平成27年度)。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】										
5 住居確保給付金受給中に常用就職した者の割合 ※平成21年10月より住宅手当 ※平成25年度より住宅支援給付金 ※平成27年度より住居確保給付金	集計中	平成27年度末時点	前年度末時点以上	毎年度	37%以上	41%以上	44.7%以上	46.3%以上	前年度末時点以上	離職者がその就職活動に専念できるよう、就職活動の基盤である住まいを確保するため家賃相当額を給付しているが、この給付が離職者の就職支援につながっているかを評価するため、本指標を選定し、前年度末時点の実績を上回ることが目標値としている。										
6 被保護者就労支援事業等の参加率 【AP改革項目関連: 社会保障分野④】 【APのKPI】	-	-	60%	平成30年度	/	/	/	-	-	生活保護受給者の自立を助長するため、各地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の取組状況を評価するため、本指標を選定している。なお、「経済・財政再生計画改革行程表」において、平成30年度に60%とすることを目標としている。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】										

7	被保護者就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【AP改革項目関連:社会保障分野④】 【APのKPI】	-	-	50%	平成30年度		-	-	集計中	-	生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の効果を評価するため、本指標を選定している。なお、「経済・財政再生計画改革行程表」において、平成30年度に50%とすることを目標としている。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を選定指標として設定】	
8	「その他の世帯」(※)の就労率(就労者のいる世帯の割合) (※)生活保護世帯のうち、高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯以外の世帯をいう。 【AP改革項目関連:社会保障分野④】 【APのKPI】	-	-	45%	平成30年度		-	-	集計中	-	生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の効果を評価するため本指標を選定している。なお、「経済・財政再生計画改革行程表」において、平成30年度に45%とすることを目標としている。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を選定指標として設定】	
9	医療扶助の適正化に向けた地方公共団体における後発医薬品使用促進計画の策定率 【AP改革項目関連:社会保障分野④】 【APのKPI】	-	-	100%	毎年度		-	100%	集計中	-	後発医薬品の使用促進については、生活保護の医療扶助においても、更なる使用促進を図るため、後発医薬品の使用割合(調剤)が75%未満の地方公共団体においては、その理由を分析し、対応方針を記した「後発医薬品使用促進計画」を策定することとしており、該当する地方公共団体における策定状況を評価するため本指標を選定している。なお、「経済・財政再生計画改革行程表」において、目標値を100%としている。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を選定指標として設定】	
10	医療扶助について頻回受診対策を実施する地方公共団体 【AP改革項目関連:社会保障分野④】 【APのKPI】	-	-	100%	毎年度		-	100%	集計中	-	生活保護受給者が適正な受診をすることは、本人の最低限度の生活を保障することに加え、制度に対する国民からの信頼を確保する点においても重要。そのため、各地方公共団体において診療日数が過度に多い生活保護受給者に対しては、個々の状況を把握し、必要に応じて指導等を行い、適正受診を図るための取組みを行っている。この取組みの実施状況を評価するため本指標を選定している。なお、「経済・財政再生計画改革行程表」において、目標値を100%としている。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を選定指標として設定】	
11	生活保護受給者の後発医薬品の使用割合 【AP改革項目関連:社会保障分野④】 【APのKPI】	-	-	75%	平成29年央		-	-	-	-	後発医薬品の使用促進については、生活保護の医療扶助においても各種の取組を実施しているが、その効果を評価するため本指標を選定している。なお、「経済・財政再生計画改革行程表」において、平成29年央までに使用割合を75%とすることを目標としている。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を選定指標として設定】	
12	指導監査対象福祉事務所に対する指導実施数	-	-	100%	毎年度		100%	100%	100%	100%	最後のセーフティネットである生活保護が適切に機能するよう、都道府県が生活保護指導職員を配置し、毎年度管内福祉事務所に対して指導監査を実施している。この取組が確実に行われているかを評価するため、本指標を選定している。	
測定指標(定性的)		目標			施策の進捗状況(目標)			測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
		目標年度			施策の進捗状況(実績)							
(参考)測定指標					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		28年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成28年行政事業レビュー事業番号
	26年度	27年度				
(1) 保護費負担金(昭和6年度)	2,819,412 百万円 (2,760,753 百万円)	2,833,948 百万円	2,871,112 百万円	6,7,8,9,10,11	利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用しても、なお最低限の生活を維持できない者に対し、必要に応じた生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の各扶助を行うことにより、その最低限度の生活を保障するとともにその自立の支援につながると思込んでいる。	
(2) 中国残留邦人生活支援給付金(平成20年度)	9,706百万 円 (9,484百万 円)	9,745百万 円	9,198百万 円	—	・高齢基礎年金を満額受給してもなお生活の安定が十分に図れない中国残留邦人等に対して、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付などの各支援給付を実施し、生活の安定を図ることで、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援につながると思込んでいる。 (国費負担3/4、県又は市負担1/4) ・中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた配偶者の置かれている事情に鑑み、永住帰国する前からの配偶者に対し、支援給付に加えて配偶者支援金を支給する。 (国費負担10/10)	
(3) 保護施設事務費負担金(昭和6年度)	28,556百万 円 (27,834百万 円)	29,425百万 円	29,421百万 円	—	生活保護受給者を救護施設等の保護施設に入所又は利用させ、生活困窮者の最低限度の生活を保障するとともにその自立を図る。	
(4) 生活保護指導監査委託費(昭和30年度)	2,031百万 円 (2,031百万 円)	1,981百万 円 (1,981百万 円)	1,949百万 円	12	都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、適正な保護の実施を推進する。	
(5) 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金(平成27年度) 【AP改革項目関連:社会保障分野④③】	—	21,772百万 円	21,772百万 円	1,2,3,4,5,6,7,8	・生活困窮者に対し自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給を実施することにより、生活困窮者の自立の支援を促進する。 ・生活保護受給者に対し、生活保護法第55条の6に規定する、被保護者就労支援事業(就労の支援に関する問題につき、生活保護受給者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業)を実施することにより、生活保護受給者の自立の支援を促進する。 【APのKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、本事業は、生活困窮者の年間新規相談件数や就労支援事業等の参加率等を促進する効果があると思込んでいる】	
(6) 生活困窮者就労準備支援等事業費補助金(平成27年度) 【AP改革項目関連:社会保障分野④③】	—	56,842百万 円	29,089百万 円	6,7,8,9,10,11	・生活困窮者に対し就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等を実施することにより、生活困窮者の自立の支援を促進する。 ・生活保護受給者に対し、就労に向けた動機付けや基礎能力の形成を図るための支援を行う、被保護者就労準備支援事業を実施することにより、生活保護受給者の自立の支援を促進する。 ・生活保護の適正化に関する事業等を実施する。 【APのKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、本事業は、生活困窮者の年間新規相談件数や就労支援事業等の参加率等を促進する効果があると思込んでいる】	
(7) ホームレス実態調査(平成14年度)	13百万円 (9百万円)	10百万円	51百万円	—	ホームレス自立支援法に基づき、「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」を対象として、国が各都道府県に対しホームレスの人数の調査を委託し、各都道府県の管内市町村が調査を実施する。	
(8) 日本赤十字社救護業務費等補助金(昭和53年度)	39百万円	29百万円	29百万円	—	戦時衛生勤務に服した旧日本赤十字社従軍看護婦等に対する慰労給付金支給事務及び非常災害時における医療救護活動等に備えた研修事業であり、非常災害及び武力攻撃事態等における救護活動等の円滑な実施を図る。 (1)旧日本赤十字社看護看護婦等慰労給付金支給事業費 受給者数:701人(H26実績) (2)日本赤十字社救護員養成事業費 研修受講人数:2,077人(H26実績)	
(9) 社会福祉行政事務企画指導等経費(平成20年度)	293百万円 (283百万 円)	306百万円	485百万円	—	社会・援護局(社会)において所掌する福祉事務所、社会福祉事業等の社会福祉に関する基本的な政策の企画、立案及び調整を図るとともに、要保護者の保護調査、生活保護法の施行に関する指導監査、ホームレス対策等の地域福祉に関する体制の整備、社会福祉士及び介護福祉士法の施行、福祉人材の確保を図るために国において行う制度の企画、立案、調整等の事務を実施するために必要な経費。	
(10) 生活保護に関する調査事業(昭和26年度)	102百万円 (82百万 円)	103百万円	138百万円	—	生活保護受給世帯の生活実態を明らかにすることにより、生活保護制度の企画運営等の効果的な実施を図る。	
(12) 生活困窮者自立支援制度人材研修事業(平成26年度)	39百万円 (39百万 円)	58百万円	57百万円	—	生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業に従事する相談支援員等を養成するための研修を実施することにより、相談者の状況に応じた支援に適切につながる事ができる、高い支援技術を有する支援員の確保を図る。	
(13) 「福祉のまちづくり!アワード」選考・開催委託費(平成28年度)	—	—	10百万円	—	国が実施主体となり、福祉のまちづくりに取り組む地方公共団体の取組事例の収集や「福祉のまちづくりアワード」(地方公共団体によるプレゼンテーション等を行うシンポジウム)の開催を通じて、優良事例の横展開を図り、地域福祉の更なる推進に寄与する。	

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省28(Ⅸ-1-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名</p>	<p>国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること(施策目標Ⅸ-1-1)</p>							<p>担当 部署名</p>	<p>年金局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>総務課長 度山徹 年金課長 間隆一郎 数理課長 武藤憲真 国際年金課長 阿萬哲也 首席年金数理官 下島敦 事業管理課長 高橋和久</p>										
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次の項目を柱に実施している。 ・現行の公的年金制度を改善する。 ・公的年金制度の持続可能性を検証する。 ・国際化の進展への対応を図る。</p>							<p>政策体系上の 位置づけ</p>	<p>基本目標Ⅸ 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること</p>												
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>区分 当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(d=a+b+c) 執行額(千円、e) 執行率(%、e/d)</p>	<p>24年度 196,269 0 0 196,269 141,480 72.1%</p>	<p>25年度 638,006 0 0 638,006 380,419 59.6%</p>	<p>26年度 4,162,253 0 0 4,162,253 2,842,504 68.3%</p>	<p>27年度 1,430,708 0 0 1,430,708 -</p>	<p>28年度 3,285,675 - - 3,285,675 -</p>	<p>29年度要求額 0</p>	<p>施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>	<p>年月日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>										
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>公的年金制度は、現在の高齢者に対する年金給付を、現在の現役世代が支払う保険料で賄うという、世代と世代の支え合いの考え方に基づいて成り立っており、賃金や物価の上昇など、長期間の社会経済の変動に対応して、実質的に価値のある年金を支給することにより、終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支えることを目的としている。 また、定期的に公的年金制度の財政状況を検証することで、将来世代にわたり持続可能な公的年金制度の構築を目指している。 【根拠法令等】 ○ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号) ○ 国民年金法(昭和34年法律第141号) 等</p>							<p>政策評価実施予定 時期(評価予定数)</p>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			24	25	26	27	28	○				
24	25	26	27	28																	
○																					
<p>測定指標 (定量的)</p>	<p>基準値 基準年度</p>	<p>目標値 目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p> <p>24年度 25年度 26年度 27年度 28年度</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>													
<p>1 社会保障協定に係る相手国政府等との協議実施回数</p>	<p>-</p>	<p>10回</p>	<p>28年度</p>	<p>12回以上</p>	<p>12回以上</p>	<p>12回</p>	<p>10回</p>	<p>10回</p>	<p>国際化の進展に伴い、外国に派遣される日本人や外国から派遣される外国人などが増加している。 このような方々について、 ・ 両国の年金制度などに二重加入することによる保険料の二重払いを防ぐため ・ 両国の年金制度に加入していた期間を通算することにより、それぞれの加入期間に応じた年金をそれぞれの国の制度から受けられるようにするため 外国との間で社会保障協定の締結を進めている。 相手国と協定締結及び円滑な運用に向けた協議を積極的に進める必要があるため、協議回数を指標としている。協議開催の可否は相手国の事情等により変動しうるため、過去の実績を踏まえ目標値を設定している。 ※ なお、相手国との協議を開催するにあたっては、外交上の手続きを経る必要がある。</p>												
<p>測定指標 (定性的)</p>	<p>目標 目標年度</p>		<p>施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>													
<p>2 社会保障・税一体改革における年金関連4法の円滑な施行</p>	<p>円滑な施行に向けた法令等の整備 28年度</p>		<p>-</p>	<p>必要な法令整備 年金関連4法の施行に向けた法令整備の実施</p>	<p>必要な法令整備 年金関連4法の施行に向けた法令整備の実施</p>	<p>必要な法令整備 年金関連4法の施行に向けた法令整備の実施</p>	<p>必要な法令整備 年金関連4法の施行に向けた法令整備の実施</p>	<p>・平成24年、社会保障・税一体改革における年金関連4法(※)が成立し、施行に向けた政省令等の整備を行っている所である。これらの法律の円滑な施行に向け、法令整備を遅滞なく行うことは、健全で信頼される公的年金制度の構築にとって大変重要な意義を持つため、当該指標を選定した。 (※)年金関連4法とは、下記の4法をさす。 ○公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号) ○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号) ○国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成24年法律第99号) ○年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)</p>													
<p>3 持続可能な公的年金制度の構築</p>	<p>持続可能性・セーフティネット機能の強化に向けた検討と必要な制度改正の実施 28年度</p>		<p>-</p>	<p>-</p>	<p>財政検証の実施</p>	<p>財政検証の結果等を踏まえた必要な検討の実施</p>	<p>持続可能な公的年金制度の構築に向けた議論の整理を踏まえた必要な制度改正の実施</p>	<p>・平成26年6月に行われた「財政検証」や、制度改革を実施した場合を仮定して行った「オプション試算」の結果などを踏まえ、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための推進に関する法律」(平成25年法律第112号。以下「プログラム法」という)に挙げられた検討課題(※)等について、社会保障審議会年金部会等で検討を行った。 ・平成27年1月に社会保障審議会年金部会における議論の整理を取りまとめ、その後の調整状況について、平成27年12月に年金部会に報告したところ。 ・公的年金制度の持続可能性を強化し、セーフティネット機能を強化するという観点から、これらについて検討を進めることは、将来にわたって国民に信頼される公的年金制度の構築にとって重要であるため、当該指標を選定した。 (※)プログラム法に挙げられた検討課題とは、下記の4つの項目をさす。 ①マクロ経済スライドの見直し ②短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大 ③高齢期の就労と年金受給の在り方 ④高所得者の年金給付の見直し</p>													

(参考)測定指標		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		28年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成28年行政事業レビュー事業番号	
	26年度	27年度					
(1) 公的年金制度の持続可能性確保に必要な経費(昭和17年度)	1.35億円 (0.77億円)	1.26億円 (集計中)	1.13億円	3	<ul style="list-style-type: none"> 公的年金制度の持続可能性の確保や現行の公的年金制度の改善に向けた企画立案に寄与し、国民に信頼される公的年金制度を構築するため、国民年金及び厚生年金保険の財政状況について、5年ごとに保険料、国庫負担額及び給付費等について検証を行う。併せて、「財政の現況及び見通し」を作成し公表を行う。 国民年金及び厚生年金保険の財政状況の検証等を行うことにより、公的年金制度の持続可能性の確保や現行の公的年金制度の改善に向けた企画立案に寄与し、国民に信頼される公的年金制度を構築することができる。 		
(2) 公的年金財政検証関係経費(平成13年度)	0.37億円 (0.37億円)	0.34億円 (集計中)	0.16億円	3	<ul style="list-style-type: none"> 社会保障審議会年金数理部会の審議に資するために公的年金財政評価システムを改修し、年金数理部会において、毎年度の財政状況等の分析・評価と財政検証・財政再計算時における検証(レビュー)の支援を行う。 厚生年金、国民年金、共済組合の年金財政について、安定性、公平性の確保に関し、年金数理的な視点から統一的な検証を行うことができる。 		
(3) 年金生活者支援給付金の支給準備に必要な経費(平成25年度)	39.90億円 (27.29億円)	12.71億円 (集計中)	31.57億円	—	<ul style="list-style-type: none"> 高齢、障害、遺族の各支援給付金を支給するため、社会保険オンラインシステムの改修及び市町村等のシステム改修にかかる交付金の支給を行う。 (年金給付システム)25年度開発着手、28年度完成 市区町村から給付金の支給認定に必要な所得情報を得るための情報交換や当該所得に基づく支給要件審査等に必要機能を整備する。 (記録管理システム)26年度開発着手、27年度完成 年金事務所からの給付金申請書等の入力事務等を可能にするために、オンラインネットワーク機能を整備する。 		

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省28(IX-3-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること(施策目標IX-3-2)							担当部署名	老健局総務課	作成責任者名	総務課長 日原 知己												
施策の概要	本施策は、介護保険制度の適切な運営を図るとともに、必要な介護サービスの量及び質の確保や認知症高齢者支援対策の推進を図るために実施している。							政策体系上の位置づけ	基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること														
施策の予算額・執行額	区分 予算の状況(千円)	24年度 当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c)	25年度 2,513,720,231 39,350,319 10,977,081	26年度 2,646,861,250 9,257,858 41,651,610	27年度 2,697,219,740 111,046,426 2,697,770,718	28年度 2,775,120,397 2,808,262,166	29年度要求額 2,775,120,397	施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称 施政方針演説(安倍総理)	年月日 平成28年1月22日	関係部分(概要・記載箇所) 介護離職ゼロを実現するため、介護サービスの基盤の整備等を進める決意を表明。												
施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)	本施策は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的としている(平成12年4月に介護保険法施行)。 今後、高齢化が一層進展するとともに、一人暮らし高齢者の増加や要介護度の重度化が進む中で、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく有機的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めることが必要である。そのため、平成23年及び平成26年に介護保険法を改正し、地域包括ケアシステムの構築をさらに進めることとしている。							政策評価実施予定時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28	○				
24	25	26	27	28																			
○																							
測定指標(定量的)	基準値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠															
1 主要介護給付適正化事業のうち「縦覧点検・医療情報との突合」を実施する保険者の割合【AP改革項目関連:社会保障分野⑦⑩】	集計中	27年度 前年度以上	前年度以上 毎年度	78.5%以上 83.5%	83.5%以上 83.2%	83.2%以上 集計中	前年度以上 集計中	前年度以上 -	介護給付適正化事業は、「第3期介護給付適正化計画」に基づき、保険者が介護サービスを必要とする利用者に適切なサービスの確保と、その結果としての費用の効率化を通じて制度運営の適正化を図るものである。その中でも費用対効果が見込まれる「縦覧点検・医療情報との突合」を実施する保険者割合を指標として設定し、毎年度その数を上伸させることを目標とした。 ただし、「第3期介護給付適正化計画」については事業の実施を目的化するのではなく、具体的な実施状況や実施内容にも着目し、評価を行いながら、取り組んでいくこととしている。														
2 地域密着型サービス事業所数【AP改革項目関連:社会保障分野⑦⑩】	集計中	27年度 前年度以上	前年度以上 毎年度	15,929以上 21,201	21,201以上 22,391	22,391以上 24,221	24,221以上 集計中	前年度以上 -	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な介護サービス量を確保することが必要不可欠であるため、地域密着型サービス事業所数を指標として設定し、毎年度その数を上伸させることを目標とした。														
3 認知症サポーター数【AP改革項目関連:社会保障分野⑦⑩】	-	- 800万人	平成29年度 前年度以上	- 404万人	404万人以上 499万人	499万人以上 611万人	611万人以上 集計中	前年度以上 -	認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために、認知症の方々を理解し、温かく見守り、支援する認知症サポーターの養成を行っており、その人数を指標として選定した。認知症サポーターの養成については、認知症施策推進総合戦略において、平成29年度末までに800万人を養成するという目標を掲げており、毎年度その数値を上伸させることを目標としている。														
4 認知症サポート医養成研修、かかりつけ医認知症対応力向上研修、一般病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対する認知症対応力向上研修のいずれかを修了した医師等の合計値の累計値【AP改革項目関連:社会保障分野⑦⑩】	-	- 15.2万人	平成29年度 前年度以上	- 3.7万人	3.7万人以上 4.5万人	4.5万人以上 6.4万人	6.4万人以上 集計中	前年度以上 -	※認知症サポート医養成研修、かかりつけ医認知症対応力向上研修、一般病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対する認知症対応力向上研修については平成27年度から基金事業に移行。 認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、早期診断・早期対応や認知症医療や介護における医療・介護の連携が不可欠であり、その役割を担う認知症サポート医養成研修、かかりつけ医認知症対応力向上研修、一般病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対する認知症対応力向上研修のいずれかを修了した医師等の合計の累計値を指標として選定した。これらの累計修了者数については、認知症施策推進総合戦略において、平成29年度末までに15.2万人という目標を掲げており、毎年度その数値を上伸させることを目標としている。														

5	要介護認定に係る一次判定から二次判定における変更率のバラツキ指標である標準偏差 【AP改革項目関連: 社会保障分野⑦⑱】	集計中	27年度	前年度に比べ、標準偏差を縮小	毎年度	7.6%以下	7.5%以下	7.3%以下	7.3%以下	前年度に比べ標準偏差を縮小	国民の保健医療の向上及び福祉の増進等のため、全国的に一定水準のサービスを利用できるようにすることが必要であり、要介護認定の適正化を通じて、介護保険制度の適切な運営を図ることが必要である。 そのため、指標として、要介護認定に係る一次判定結果の二次判定における軽度変更率におけるバラツキ指標である標準偏差を指標として設定し、毎年度その数値を縮小させることを目標とする。 ※数値は、平成24.25.26年度要介護認定適正化事業報告書から引用。
						7.5%	7.3%	7.3%	集計中	-	
6	要介護認定に係る一次判定から二次判定における変更率の平均値 【AP改革項目関連: 社会保障分野⑦⑱】	集計中	27年度	前年度に比べ、平均値を縮小	毎年度	14.3%以下	13.3%以下	12.0%以下	11.5%以下	前年度に比べ平均値を縮小	国民の保健医療の向上及び福祉の増進等のため、全国的に一定水準のサービスを利用できるようにすることが必要であり、要介護認定の適正化を通じて、介護保険制度の適切な運営を図ることが必要である。 そのため、指標として、要介護認定に係る一次判定結果の二次判定における重度変更率の平均値を指標として設定し、毎年度その数値を縮小させることを目標とする。 この指標を用いることにより、二次判定のもととなる認定調査の質の向上が図られていること、二次判定が適切に実施されていることが確認できると考えている。 ※数値は、平成24.25.26年度要介護認定適正化事業報告書から引用。
						13.3%	12.0%	11.5%	集計中	-	

測定指標 (定性的)	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			施策の進捗状況(実績)					
(参考)測定指標			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		28年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成28年行政事業レビュー事業番号
	26年度	27年度				
(1) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 (平成17年度) 【AP改革項目関連: 社会保障分野⑦】	77.2億円 (55.5億円)	23.1億円	20.7億円	2	各地方公共団体が、地域の実情に合わせて裁量や自主性を生かしながら介護サービス基盤等を整備する際に、施設の整備に要する費用に対して補助を実施している。 各市町村が策定する整備計画に基づく介護予防・生活支援拠点整備に要する費用及び既存介護施設等のスプリンクラー等の設置・耐震化整備を実施することにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な介護サービスをより一層確保することができる。	
(2) 介護保険事業費補助金 (平成12年度) 【AP改革項目関連: 社会保障分野⑦⑳】	85.9億円 (75.9億円)	62億円	52.6億円	3	都道府県または市区町村等が行う以下のような介護関連事業に対し、当該経費等の一部又は全部を補助する。 【認知症施策等総合支援事業】 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らして続けることができるよう介護、医療、地域支援、権利擁護、若年性認知症の各分野において事業を実施する。 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らして続けることができる社会の実現を目指すためには、その地域における認知症の理解者を増やし、その地域の中で認知症の人やその家族を見守り、支援をしていく事が必要である。そのため、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする認知症サポーターを養成することが重要である。	
(3) 地域医療介護総合確保基金 (平成27年度) 【AP改革項目関連: 社会保障分野⑦⑳】	-	1,524億円	483億円	2.4	地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行うことにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な介護サービスをより一層確保することができる。 また、早期診断・早期対応や地域における医療・介護の連携が必要不可欠であり、その役割を担う、認知症サポート医養成研修やかかりつけ医認知症対応力向上研修、一般病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対する認知症対応力向上研修を修了した医師等の存在が必要不可欠である。 本事業の実施により、これらの人材の養成等を行うことができ、認知症施策の推進を図ることができる。	
(4) 地域介護・福祉空間整備推進交付金 (平成18年度) 【AP改革項目関連: 社会保障分野⑦】	8億円 (6.4億円)	56.7億円	0.5億円	2	各市町村が策定する計画に基づく先進的な事業等の実施に、必要な設備やシステムに要する費用を助成するために交付金を交付することにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な介護サービスをより一層確保することができる。	

<p>介護保険施行企画指導費等 ①介護保険事業状況報告(年報・月報)作成経費→【事業報告】(平成12年度) ②介護政策評価支援システム経費→【政策評価】(平成23年度→27年度で終了) ③介護支援専門員名簿管理支援システム等運用事業→【名簿管理】(平成17年度) ④介護予防・高齢者生活支援に関する表彰事業(平成27年度) 【AP改革項目関連:社会保障分野⑦】</p>	0.5億円 (0.3億円)	0.5億円	0.4億円	-	<p>①・全国の保険者(1,579保険者、26年度末)を対象に、第1号被保険者数、要介護(要支援)認定者数、サービス受給者数、給付費等の実績報告を取り、集計結果をインターネット上で公表する。 ・介護保険事業の実施状況を把握することにより、今後の介護保険制度の円滑な運営を確保することができる。 ③・各都道府県における介護支援専門員登録等業務の円滑化及び介護保険事業者の指定等事務の適正化を支援し、介護保険サービスの質の確保を図るため、介護保険事業者及び介護支援専門員管理システムの運用保守を行う。 ・介護支援専門員管理システムの運用を通じて、各都道府県間で介護支援専門員の資格消除者の情報や取消事業者名等の情報を共有すること等により、介護保険サービスの質を向上することができる。 ④「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」第5条を踏まえ、自助努力が喚起される仕組みにより個人の主体的な介護予防等を奨励するため、「健康寿命をのばそう!アワード」の募集対象を拡充・発展させ、介護予防・高齢者生活支援に係る表彰を行う。</p>	
<p>介護サービス指導者等養成・認定調査員研修等事業等 ①介護サービス指導者等養成研修等事業(平成23年度) ②認定調査員研修等事業(平成11年度) 【AP改革項目関連:社会保障分野⑦⑧】</p>	1.0億円 (1.0億円)	1.2億円	1.1億円	-	<p>【介護サービス指導者等養成研修等事業】 (介護支援専門員研修改善事業) 各都道府県が行う介護支援専門員法定研修の水準の標準化を図るため、研修指導者に対する養成研修を行う。 【介護職員資質向上促進事業】 介護事業所・施設内におけるOJT(On-the-Job Training)を通じて介護職員の実践的な職業能力の向上を図りつつ、その能力を評価・認定することにより、介護事業所等における人材を育成する。 【認定調査員等研修事業】 都道府県又は指定都市が実施する認定調査員、介護認定審査会委員、及び主治医等に対する研修事業について、その費用の一部を補助する。 介護保険事業の見直しや新たな行政課題に対応するため、特に専門的な知見や一定の質の確保が必要な事業における都道府県研修の指導者等の養成、要介護認定の適正な実施の重要性に鑑みた認定調査員、介護認定審査会委員、及び主治医等に対する研修の実施により、質の高い介護サービスの全国展開を促進し、もって介護保険制度の円滑かつ適正な実施を図ることが出来る。</p>	
<p>国民健康保険中央会施行経費等 (項)介護保険制度運営推進費 (平成12年度) 【AP改革項目関連:社会保障分野⑦⑩】</p>	29.3億円 (29.3億円)	7.1億円	7.2億円	1	<p>・介護保険制度における介護報酬の審査支払等が、円滑かつ適切に行われるよう、国民健康保険中央会において、①統一的な仕様の介護保険審査支払等システムを構築及び運用等を行う。②通常の介護報酬の審査では検出困難な不正又は不適切な請求を容易に見出し、解消することを可能とする国保連合会介護給付適正化システムの構築及び運用等を行う。 ・介護報酬の審査支払等が円滑かつ適切に行われるよう、着実にシステムを運用することにより、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を確保することができる。</p>	
<p>介護給付費等負担金 (平成12年度) 【AP改革項目関連:社会保障分野⑦⑩】</p>	16,680億円 (16,344億円)	17,031億円 (17,017億円)	17,790億円	-	<p>・保険者(市町村)に対し、法律に基づき、介護給付及び予防給付等に要する費用の負担を行うことにより、各保険者の介護保険財政の安定化が図られ、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を確保することができる。 <介護給付及び予防給付等に要する費用の負担割合> ・国・・・(1)介護給付費負担金 施設15%、その他20% (2)介護給付費財政調整交付金 5% ・都道府県・・・施設17.5%、その他12.5% ・市町村・・・12.5% ・1号保険料・・・22% ・2号保険料・・・28% ・介護給付及び予防給付等に要する費用負担の一翼を担い、各保険者の介護保険財政の安定化が図られることにより、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を確保することができる。 ・給付費の5割とは別枠で低所得者保険料軽減負担金を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減強化を図る。 <低所得者保険料軽減負担金に要する費用の負担割合> ・国・・・50% ・都道府県・・・25% ・市町村・・・25%</p>	
<p>介護給付費財政調整交付金 (平成12年度) 【AP改革項目関連:社会保障分野⑦⑩】</p>	4,633億円 (4516.9億円)	4,688億円 (4508.9億円)	4,823億円	-	<p>・各保険者(市町村)に対し、法律に基づき、介護給付及び予防給付等に要する費用の5%を総額として、各保険者(市町村)間における介護保険の財政調整を行う。 ・第一号被保険者の後期高齢者加入割合等を考慮し、各保険者(市町村)間の財政調整を行うことにより、介護保険制度の安定的な運営を図ることができる。</p>	
<p>介護納付金負担金等 (平成12年度) 【AP改革項目関連:社会保障分野⑦⑩】</p>	4,942億円 (4,942億円)	4,588億円	4,497億円	-	<p>市町村国保等及び協会けんぽが納付する介護納付金に対する国庫負担(補助) (補助率 市町村国保:32/100及び9/100、協会けんぽ:164/1000 等) 医療保険者が負担する介護納付金に、一定割合の国庫負担(補助)を導入することにより、安定的な医療保険財政の運営を図る。</p>	

<p>(11) 要介護認定情報管理・分析事業費 (平成12年度) 【AP改革項目関連:社会保障分野 ⑦⑪⑫】</p>	<p>14.3億円 (13.5億円)</p>	<p>10.9億円</p>	<p>16.6億円</p>	<p>5.6</p>	<p>①介護事業実態調査事業:介護報酬の改定の影響について調査・分析することにより、次期報酬改定に必要な基礎資料を得る。 ②要介護認定適正化事業:市町村等の介護認定審査会の審査を訪問・傍聴し、審査会の運営手順や認定調査の状況等について技術的助言等を行う。 ③福祉用具臨床的評価事業:福祉用具に関する臨床的(安全性・機能性・操作性等)評価等を実施する。 ④介護保険総合データベース管理運営事業:介護保険総合データベースを用いた集計・分析結果により、介護サービスの利用実態、要介護認定者の健康状態による必要な介護サービスの実態等を把握でき、市町村における介護保険の適正な運営等に資するための資料を得る。 ⑤介護サービス情報公表システム整備等事業:全国の介護サービス事業所や地域包括支援センター、生活支援等サービスの情報を公表し、利用者の介護サービスや高齢者の日常生活に必要なサービスの選択を支援するためのシステム運用等を行う。 ⑥情報公表制度支援事業:介護保険法に基づく介護サービス情報の公表制度の実施主体である都道府県に対して、全国的な見地から支援を行うとともに、制度改正を踏まえた公表項目の見直しや地域包括ケアシステム構築に資するシステム改修に向けた公表項目の検討を行う。 ⑦介護報酬改定検証・研究委員会事業:社会保障審議会介護給付費分科会に設置された介護報酬改定検証・研究委員会において、平成27年度介護報酬改定の効果の検証や「平成27年度介護報酬改定に関する審議報告」において検討が必要とされた事項について実態調査等を実施する。 ⑧介護ロボット開発等加速化事業:介護ロボット等の開発・普及について、開発企業と介護現場の協議を通じ着想段階から現場のニーズを開発内容に反映、開発中への試作機へのアドバイス、開発された機器を用いた効果的な介護技術の構築など、各段階で必要な支援を行うことにより、加速化を図る。 ⑨「見える化」推進事業:全国・都道府県・市町村・日常生活圏域別の特徴や課題、取組等を客観的かつ容易に把握できるよう、介護・医療関連情報の共有(「見える化」)のためのシステムの構築等を推進する。 ⑩介護予防及び在宅医療・介護連携推進支援事業:市町村や市町村が想定している委託先(郡市区医師会等)、保健所を含む都道府県等を対象として、在宅医療・介護連携推進事業の立案計画能力の向上と、体操などを行う住民運営の通いの場を充実させるような地域づくりを推進するために、一部の都道府県及び市町村等に対して技術的支援を行う。</p> <p>高齢者が急増していく中で、高齢者が介護を必要とする状態となっても、尊厳を持ってその有する能力に応じて自立した生活を住み慣れた地域で継続できるよう、介護保険制度の適切な運営を図ることができる。</p>	
<p>(12) 要介護者等自立支援推進事業 (平成25年度) 【AP改革項目関連:社会保障分野 ⑦】</p>	<p>0.3億円 (0.3億円)</p>	<p>0.7億円</p>	<p>0.4億円</p>	<p>-</p>	<p>要介護高齢者等の自立支援を推進する事業として以下の事業を実施することにより、要介護高齢者等の自立の推進が図られる。</p> <p>【地域ケア会議活用推進等事業】 地域ケア会議の先駆的な取組、活用方法について、全国の自治体でノウハウの共有を図る全国会議を実施するとともに、地域ケア会議を効果的に運営することができる人材の育成を目的とした実務者研修等を実施する。</p> <p>【認知症サポーター等推進事業】 認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職場で認知症の人や家族に対してできる範囲での手助けをする認知症サポーターの先駆的な優良活動について、国において、広く各自治体に周知する機会を設けることにより、認知症サポーターの士気の向上を図るとともに、自治体等における認知症サポーターの活動支援を図る。</p> <p>【生活支援コーディネーター指導者養成研修事業】 住民主体の通いの場の充実、互助の取組による見守りや外出、買い物等の支援など地域の支え合いの体制作りの充実・強化を図る生活支援コーディネーターを養成するための指導者を養成する研修を実施する。</p>	
<p>(13) 介護保険関係業務費補助金 (平成12年度) 【AP改革項目関連:社会保障分野 ⑦】</p>	<p>2.3億円 (2.3億円)</p>	<p>2.3億円</p>	<p>3.1億円</p>	<p>-</p>	<p>・社会保険診療報酬支払基金が行う介護保険関係業務の事務処理に必要な経費を補助するもの。 【介護保険関係業務】 ①医療保険者から40歳以上65歳未満の医療保険加入者(第2号被保険者)に係る介護保険料(介護給付費・地域支援事業支援納付金)の徴収 ②市町村(保険者)に対する交付金(介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金)の交付 ・介護保険関係業務の適正かつ円滑な運用が図れるよう、事業の遂行に必要な事務処理経費を補助することにより、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を確保することができる。</p>	

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省28(Ⅻ-1-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名</p>	<p>行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること(施策目標Ⅻ-1-1)</p>					<p>担当 部局名</p>	<p>政策統括官付情報政策担当参事官 室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>情報政策担当参事官 佐々木 裕介</p>																																																	
<p>施策の概要</p>	<p>利用者の視点に立ったオンライン利用を推進。</p>					<p>政策体系上の 位置づけ</p>	<p>基本目標ⅫⅡ 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること 施策大目標Ⅰ 電子行政推進に関する基本方針を推進すること</p>																																																			
<p>施策の予算額・執行額</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初予算(a)</td> <td>498,552</td> <td>489,952</td> <td>450,701</td> <td>472,648</td> <td>472,962</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(d=a+b+c)</td> <td>498,552</td> <td>489,952</td> <td>450,701</td> <td>472,648</td> <td>472,962</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>執行額(千円、e)</td> <td>483,539</td> <td>466,175</td> <td>450,697</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>執行率(%、e/d)</td> <td>97.0%</td> <td>95.1%</td> <td>100.0%</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>					区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求額	当初予算(a)	498,552	489,952	450,701	472,648	472,962		補正予算(b)	0	0	0	0	-		繰越し等(c)	0	0	0	0	-		合計(d=a+b+c)	498,552	489,952	450,701	472,648	472,962	0	執行額(千円、e)	483,539	466,175	450,697	-	-	-	執行率(%、e/d)	97.0%	95.1%	100.0%	-	-	-	<p>施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等)の うち主なもの</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>	<p>年月日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>
区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求額																																																				
当初予算(a)	498,552	489,952	450,701	472,648	472,962																																																					
補正予算(b)	0	0	0	0	-																																																					
繰越し等(c)	0	0	0	0	-																																																					
合計(d=a+b+c)	498,552	489,952	450,701	472,648	472,962	0																																																				
執行額(千円、e)	483,539	466,175	450,697	-	-	-																																																				
執行率(%、e/d)	97.0%	95.1%	100.0%	-	-	-																																																				
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>申請等の手続を自宅や職場からインターネットを経由して受け付けるオンライン利用については、「e-Japan戦略(平成13年1月22日IT戦略本部決定)」により、実質的にすべての行政手続を対象とする方針の下で取組みを進めてきたところ。「新たなオンライン利用に関する計画(平成23年8月3日IT戦略本部決定)」においては、利用者の負担軽減や利便性向上に一層注力することとされ、厚生労働省では、業務・システムの改善及び行政運営の効率化を着実に実施するための計画(業務プロセス改革計画)を策定し、各種取組を進めてきたところ。また、「世界最先端IT国家創造宣言(平成26年6月14日閣議決定)」に基づき、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針(各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)」が策定されたことに伴い、新たに「厚生労働省改善取組計画」を策定し、引き続き添付書類の削減、申請システムの使い勝手の向上等の取組みを計画的に推進していく。</p>							<p>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</p>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	24	25	26	27	28	○																																											
24	25	26	27	28																																																						
○																																																										
<p>測定指標 (定量的)</p>	<p>基準値</p>	<p>目標値</p>	<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>																																																						
<p>1 オンライン申請に係る利用者の満足度</p>	<p>57%</p>	<p>24年度 65%</p>	<p>28年度 24年度 65% 25年度 - 26年度 - 27年度 53% 28年度 集計中</p>	<p>「厚生労働省改善取組計画」において、利用者の満足度を平成28年度までに65%とすることが定められているため。</p>																																																						
<p>2 大規模事業所への社会保険・労働保険手続のオンライン申請利用勧奨訪問</p>	<p>-</p>	<p>- 10か所</p>	<p>28年度 24年度 - 25年度 - 26年度 - 27年度 12か所 28年度 11か所</p>	<p>社会保険・労働保険手続のオンライン申請については、HP等において周知を行っているが、実際に個別に訪問して勧奨し導入方法を説明する取組を行うことが企業にとっても導入の契機となり、効果的にオンライン利用が推進されるため、利用勧奨訪問数を指標として選定した。電子政府利用促進週間において集中的に訪問すること及び年度毎に各業界の従業員数ベスト10を選出して訪問することが効果的であることから、目標値については10か所としている。</p>																																																						
<p>測定指標 (定性的)</p>	<p>目標</p>	<p>目標年度</p>	<p>施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>																																																						
<p>(参考)測定指標</p>			<p>24年度 25年度 26年度 27年度 28年度</p>																																																							

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		28年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成28年行政事業レビュー事業番号
	26年度	27年度				
(1) 申請・届出等手続の電子化	4.51百万 円 (4.51百万 円)	4.73百万円	4.73百万円	1	申請・届出等手続のオンライン申請等を可能とするための受付システムの運用経費。 (e-Gov電子申請システムと連携することにより、オンライン申請等のワンストップサービスを可能とする。)	
(2) 「厚生労働省改善取組計画」に基づく各種取組の実施	-	-	-	1	次の取組を行い、オンライン申請に係る利用者の満足度を向上させる。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請に必要な添付書類の削減、簡素化 ・電子証明書について公的個人認証を用いることを可能にするなど、本人確認方法の見直し ・申請時の留意点をわかりやすく記載するなど、利用マニュアルを改訂 ・オンライン申請等に係る事務処理の見直しにより、処理期間を短縮 ・添付容量を拡大し、画像ファイルを利用可能とするなど、申請システムの使い勝手を向上 ・オンライン申請のメリット等の広報、普及啓発、講習会での講義 ・外部と連携する仕様が公開されたことにより、民間ソフトウェア会社と情報共有を行い、使い勝手の良い労務管理等ソフトウェアからの申請を促進 <p>※ 各取組みは、基準システム、ハローワークシステム、年金システムなど各々の運用の中での一部であり、オンライン申請に関する予算額のみを抽出して算出できないため、予算額の記載はしていない。</p>	